

スポーツ業界の法務②

Vol

08

2024年1月5日

〈編集・発行〉



弁護士法人
如水法律事務所

〒810-0042 福岡市中央区赤坂1-12-15赤坂門プライムビル9F

TEL 092-738-8760 FAX 092-303-8560

<https://jwater-group.com/law/>



Facebookにて
最新情報をお届けし
ております



スポーツの放映権

スポーツの放映権という用語を耳にすることがありますが、厳密には「放映権」について定義した法律はありません。一般的には、スポーツの試合やイベントをテレビやインターネットなどで放送する権利のことを指します。

では、放映権の根拠は一体どこにあるのでしょうか。

著作権が真っ先に思い浮かびそうですが・・・

著作権法では、法律上保護される著作物について「思想又は感情を創作的に表現したもの」と定義していますが、スポーツは身体活動であって、思想や感情を創作的に表現するものではありませんし、スポーツ選手も実演家としての著作隣接権を有するとは言えないため、スポーツやスポーツ選手が純粋にスポーツを行う場面では、著作権法の保護が及ばないことになります。

そのため、法律上の根拠については、いくつかの見解がありますが、試合会場の管理権を有する者から機材を持ち込むことについて許諾を得る必要があるという考え方から、施設管理権を根拠とする見解が支配的です。

ただし、実際には、放映権が問題となるような大会においては、選手やチーム、リーグ間での契約等によって、放映権の許諾について明確に規定がされているため、その規定に基づいて放映権が許諾されることとなっています。

例えば、日本プロ野球では野球協約で各球団がホームゲームの放送権を有することが規定されています。また、パ・リーグではインターネット放送に限って6球団が共同して設立した会社に放映権を一括管理させて、「パ・リーグTV」の放送を行っています。一方、JリーグやBリーグでは、各チームではなく、リーグがすべての公式戦に関する放映権を保有するものとされており、スポーツによって放映権の管理方法が異なっています。

上述のようにスポーツそれ自体が著作物等に当たらないとしても、スポーツの試合を撮影した映像は、カメラアングルやカメラワーク等に創作性が認められるため、著作物として保護されることが通常です。

そして、通常は、映像の制作について全体的に統括した者が著作者として、著作権を取得することとなります。契約によって著作権が譲渡されていることもあるため、映像の利用を検討している場合には、著作権者が誰であるかについては十分注意する必要があります。

なお、①営利を目的とせず、かつ、聴衆又は観衆から料金を受けず、②通常の家庭用受信装置を用いている場合については、著作権者の許諾なくして、受信装置を用いて著作物を公に伝達することができる（著作権法38条3項）ものとされており、同規定に基づいて、スポーツバーに家庭用のテレビを設置して、来店者に放送中のスポーツ映像を見せるということも行われています。

ただし、どこまでが「通常の家庭用受信装置」かという判断は難しいため、悩まれたら専門家にご相談されてください。



弁護士法人如水法律事務所
パートナー弁護士 橋本道成
(福岡県弁護士会所属)
認定IPO実務プロフェッショナル



弁護士法人如水法律事務所
弁護士 白田晴夏
(福岡県弁護士会所属)
認定IPO実務プロフェッショナル

チケット不正転売禁止法

人気のコンサートやスポーツイベントなどのチケットについて、業者や個人が買い占めて、オークションやチケット転売サイトなどで高額で転売するということが社会問題化しています。

2023年8月には、歌手で俳優の福山雅治さんのコンサートで、転売で取得したチケットによる入場は認めないとともに、チケットを転売した人及び転売されたチケットを取得した人の双方をファンクラブから永久退会させるということがニュースになっていました。

このようにチケットの転売について厳しい姿勢をとる背景には、転売を行う人が存在することによって、本当にチケットを取得してイベントに参加したい人が定価を超えた高額な代金を支払わなくてはならなくなることが挙げられます。

このような社会情勢から、チケットの転売に対処するために、2019年6月に「**特定興行入場券の不正転売の禁止等による興行入場券の適正な流通の確保に関する法律**」（略称：チケット不正転売禁止法）が施行されました。

これはどのような法律かというと、「特定興行入場券」についての不正転売（高額で転売することや偽造・変造すること）を禁止し、違反者には罰則を科すというものです。これに違反した場合、1年以下の懲役もしくは100万円以下の罰金またはその両方が科されることがあります。

そして、どのようなチケットであれば、「特定興行入場券」に当たるかというと、不特定または多数の者に販売され、かつ、次の①から③のいずれにも該当する芸術・芸能・スポーツイベントなどのチケットを指すとされています。

- ① **販売に際し、興行主の同意のない有償譲渡を禁止する旨を明記し、その旨が券面に記載されていること**
- ② **興行の日時・場所・座席（または入場資格者）が指定されたものであること**
- ③ **座席が指定されている場合、購入者の氏名と連絡先（電話番号やメールアドレスなど）を確認する措置が講じられており、その旨が券面に記載されていること**

①の記載例としては、「**主催者の同意なく、有償で譲渡することは禁止します。**」といった記載が挙げられます。

③の記載例としては、「**この入場券は、購入者の氏名及び連絡先を確認した上で販売されたものです。**」といった記載が挙げられます。

チケットを扱う興行主の立場からすると、不正転売禁止法の適用対象とするためには、上の①から③の要件を満たすように、チケットの記載内容に注意をする必要がありますし、急用や急病で行けなくなったりのためリセールサイトの準備などについても配慮する必要があります。

【オンラインセミナーのご案内】

☆判例から学ぶ労務管理セミナー

第2回判例から学ぶ労務管理セミナー

テーマ：ハラスメントに関する判例を中心に

日時 2024年2月20日（火）15時～16時

<https://vivit.video/s/142/kjyen6i10UmQ>



説明予定の裁判例は以下のとおりです

- ①コロナ流行中の出勤命令の是非
- ②暴行した被害者に対する口封じ
- ③ストーカー行為への懲戒

☆如水法律事務所ミニ法務セミナー

第5回ミニ法務セミナー

テーマ：契約書の読み方②（業務委託契約）

日時 2024年1月17日（水）15時～15時30分

<https://vivit.video/s/142/iUbe8uEyFaoR>



業務委託契約の法的性質や知的財産など成果物の帰属の問題など、業務委託契約で典型的に問題となるポイントについてご説明いたします。